

## 小田原市下水道管路包括的維持管理業務 応募資格以外に関する質問書(モニタリング基本方針)への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
1	1	1	1.2	(3)	—	第三者を交えたモニタリング	<p>受注者の要求水準の達成状況や履行状況等について、発注者は必要に応じ第三者を活用したモニタリングを実施する場合がある。第三者は、発注者や受注者に対して客観的かつ専門的な知見をもとに助言や改善提案などを行うものとし、第三者が行うモニタリングに要する費用は、受注者が負担する。</p> <p>とありますが、どの様な場合を想定されているのでしょうか。</p>	<p>第三者を交えたモニタリングについては、受注者及び発注者が行う月次定例会等により、課題の解決に至らない場合を想定しています。</p>